

福岡県公報

平成27年9月29日
第3731号

目次

告示(第761号-第790号)

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の区域の変更	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11

公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出	(漁業管理課)	12
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	12
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	12
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	12
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	12
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	14
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	16

雑報

○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	17
○西日本宝くじの発売	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売	(財政課)	18
○西日本宝くじの発売	(財政課)	19
○西日本宝くじの発売	(財政課)	19

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………20
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………21
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………27

告 示

福岡県告示第761号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

加入区の名称 芦屋加入区
大和加入区

福岡県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法

第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生53	福津中央クリニック	福津市日蒔野五丁目17-1	H27・8・1
糸島地生104	いとしま腎クリニック	糸島市高田四丁目15-37	H27・9・1
大生450	村石クリニック	大牟田市本町二丁目2-13	H27・8・1
福津生歯35	けやき歯科クリニック	福津市福岡南一丁目1-19	H27・9・1
八女生歯76	ほり歯科医院	八女市立花町北山806-1	H27・7・1
朝倉生歯36	うすき歯科クリニック	朝倉市堤724-1	H27・9・1
柳生歯68	安田歯科医院	柳川市椿原町15	H20・3・1
中生歯52	ほかじょう歯科医院	中間市中央五丁目17-1	H27・7・29
粕生薬161	わかみや薬局	糟屋郡粕屋町若宮二丁目10-1	H27・7・1
古生薬30	イルカ薬局古賀店	古賀市今の庄二丁目2-11	H27・7・1
糸島地生薬62	サンナン薬局	糸島市高田四丁目15-38	H27・9・1
朝倉生薬53	クレア薬局朝倉みやの店	朝倉市宮野1878-2	H27・8・1
う生薬36	せき薬局	うきは市浮羽町浮羽459-10	H27・8・1
直生薬94	安永薬局	直方市古町10-14	H13・3・9
飯生薬163	大和薬局	飯塚市伊岐須845-33	H27・9・1
直生訪10	まちの訪問看護リハビリステーション	直方市殿町4-34	H27・6・1
飯生訪16	訪問看護ステーションすまいる	飯塚市横田721-3 サンファイレッチェ横田119	H27・8・1

福岡県告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
中生59	医療法人吉野内科・外科クリニック	医療法人吉野内科胃腸内科クリニック	中間市鍋山町13番1号	H27・4・1
糸島地生歯48	いしいかおり小児歯科	医療法人いしいかおり小児歯科	糸島市前原西二丁目4番18号	H27・7・1
飯生薬159	古賀調剤薬局 飯塚店	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	H27・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生251	医療法人七雍会 村西内科クリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原303-1	糟屋郡粕屋町長者原東三丁目2-30	H27・2・21
柳生46	川寄耳鼻咽喉科医院	柳川市上町1-3	柳川市上町51-1	H27・5・1
大生441	医療法人C L Sすがはら菅原病院	大牟田市上屋敷町一丁目1-3	大牟田市小川町30-1	H27・8・1
飯生249	松隈眼科医院	飯塚市吉原町2番6号 浅原ビル2階	飯塚市吉原町2-2	H27・8・18

糸島地生歯37	医療法人社団小笹歯科医院	糸島市前原中央二丁目3-31	糸島市前原中央二丁目3-45	H27・7・21
粕生薬142	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲二丁目8番5号プラザ井上201号	糟屋郡新宮町美咲二丁目8番5号コスモスB L D. 5 201号	H27・3・1
福津生薬11	フクマ薬局	福津市中央六丁目16-10	福津市中央六丁目3884-4	H26・11・25
糸島地生薬59	タカラ薬局 浦志	糸島市浦志二丁目199番1	糸島市浦志二丁目1-45	H26・11・1
飯生薬159	アイン薬局伊飯塚店	飯塚市新飯塚1972-1	飯塚市新飯塚9-6	H27・8・1

福岡県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生322	村石クリニック	大牟田市本町二丁目2-13	H27・7・31
豊生15	恒成医院	豊前市大字八屋1666-3	H27・6・29
八女生歯66	ほり歯科医院	八女市立花町北山806-1	H27・6・30
柳生歯17	安田歯科医院	柳川市椿原町15	H20・2・29
中生歯31	ほかじょう歯科医院	中間市中央五丁目17-1	H27・7・28
粕生薬61	わかみや薬局	糟屋郡粕屋町若宮二丁目10-1	H27・6・30
粕生薬104	株式会社箱崎薬局長者原駅前店	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-40	H27・7・31

う生薬23	せき薬局	うきは市浮羽町浮羽459-10	H27・7・31
直生薬57	そうごう薬局直方店	直方市津田町11-24	H27・4・30
京生薬17	勝山薬局	京都郡みやこ町勝山黒田1084-1	H27・3・31

福岡県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
飯生柔80	川上 真治（うるの整骨院）	飯塚市閏野874-1	H27・7・27
像生柔93	濱田 正史（H Uカイロ整骨院）	宗像市田久二丁目11-7アレグロハウス1F-1	H27・9・1
宰生柔42	三苦 大祐（朱雀やわら整骨院）	太宰府市朱雀二丁目6-19	H27・7・1
筑紫地生柔29	上月 亮平（上月はりきゅう整骨院）	筑紫野市那珂川町松木一丁目140ローズコート博多南A	H27・9・10
粕生柔119	高良 康弘（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H27・7・1
粕生柔120	山城 卓也（ういんぐ鍼灸整骨院）	糟屋郡志免町大字志免4-14-3	H27・8・27
粕生柔121	加々良 宗頼（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H27・7・1
粕生柔122	井手 貴哉（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H27・7・1
粕生柔123	徳島 光幸（ひさゆりはりきゅう整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原西二丁目4-14第2センタービル1A	H27・8・18

北筑後生柔6	三原 倫行（ひので接骨院）	三井郡大刀洗町大字山隈1738-10	H27・8・17
京生柔34	松本 聡（こころ接骨院）	京都郡苅田町若久町一丁目7-2	H27・8・12
八女生はき7	金納 敏哉（金納堂はり灸療院）	八女市稲富196-1	H27・8・1
筑紫生はき11	山崎 宗太郎（山崎鍼灸院）	筑紫野市二日市中央二丁目11-5	H27・7・1
像生はき13	小野 加津子（H Uカイロ整骨院）	宗像市田久二丁目11-7アレグロハウス1F-1	H27・9・1
筑紫地生はき6	上月 亮平（上月はりきゅう整骨院）	筑紫郡那珂川町松木一丁目140ローズコート博多南A	H27・9・10
粕生はき11	高良 康弘（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H27・7・1
粕生はき12	山田 浩司（ういんぐ鍼灸整骨院）	糟屋郡志免町大字志免4-14-3	H27・8・27
粕生はき13	旗生 由香（みつとも鍼灸整骨院）	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H27・7・1
粕生はき14	徳島 光幸（ひさゆりはりきゅう整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原西二丁目4-14第2センタービル1A	H27・8・18

福岡県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
------	-----	-------	-------

柏生柔91	永友 雅浩 (みつとも鍼灸整骨院)	糟屋郡新宮町大字三代782-11	H27・4・15
-------	-------------------	------------------	----------

福岡県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
直介157	直方おなかぼんぼん内科クリニック	直方市大字知古1408-5	H26・10・1	居管
直介159	天寿がん免疫クリニック	直方市新町一丁目4-10	H27・8・1	訪看・居管・予訪看・予居管
大介歯215	ひまわり歯科医院	大牟田市船津町444	H27・5・1	居管・予居管
う介薬36	せき薬局	うきは市浮羽町浮羽459-10	H27・8・1	福用・居管・福販・予居管
南筑後介薬2	タイヨードー薬局 三瀧店	三瀧郡大木町大字上八院1590-1	H26・7・1	居管
直介薬85	大信薬局 直方駅前店	直方市須崎町3-37 竹田ビル1F	H24・8・1	居管・予居管
飯会薬162	有限会社マイルド薬局	飯塚市鯉田620-2	H27・8・1	居管・予居管
田支78	ケアプランサービス優	田川市新町1-20	H25・7・1	居支

行支43	ケアプランセンターKKS	行橋市大字蓑島765-1	H27・8・1	居支
飯介薬153	カイト薬局	飯塚市勢田1286-1	H27・1・27	居支・予居管
八女介福3	特別養護老人ホーム 梅花園	八女市立花町下辺春5460番地	H27・6・1	短生・老福・予短生
八女居65	デイサービスセンター 梅花園	八女市立花町下辺春5460	H27・6・1	通介・予通介
直居119	社会福祉法人 寿川会 グループホームひまわり	直方市大字上境1595-1	H26・5・20	短生・認共・予短生・予認共

福岡県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
飯居352	古賀調剤薬局飯塚店	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚9-6	H27・8・1
大支79	ケアプランセンターすがはら	居宅介護支援 あすなるの郷	大牟田市小川町30-1	H27・8・12
朝倉支22	美奈宜の杜ケアプランセンター	甘木つつみの杜ケアプランセンター	朝倉市堤458-1	H27・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	-----	------	------	-------

飯居352	アイン薬局飯塚店	飯塚市新飯塚1972-1	飯塚市新飯塚9-6	H27・8・1
大支79	居宅介護支援あすなろの郷	大牟田市上屋敷町一丁目1-3	大牟田市小川町30-1	H27・8・12
朝倉支22	甘木つつみの杜ケアプランセンター	朝倉市美奈宜の杜五丁目12-10	朝倉市堤458-1	H27・8・1
大野居37	アップルハート大野城ケアセンター	大野城市中央二丁目14-3 メゾン三和102	大野城市下大利団地2-6 2号棟1階	H26・12・13
大野居38	アップルハート福岡南訪問入浴センター	大野城市中央二丁目14-3 (メゾン三和101)	大野城市下大利団地2-6 2号棟1階	H26・12・13
大野支17	アップルハート大野城ケアプランセンター	大野城市中央二丁目14-3 (メゾン三和101)	大野城市下大利団地2-6 2号棟1階	H26・12・13

福岡県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
中介歯31	ほかじょう歯科医院	中間市中央五丁目17-1	H27・7・28
う居46	せき薬局	うきは市浮羽町浮羽459-10	H27・7・31
田居68	ケアプランサービス優	田川市大字糺495-5	H25・7・1

福岡県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	天生田吉国線	前	行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで	4.7 ～ 11.0	559.0
			前	行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで	11.0 ～ 17.0	565.0
			後	行橋市大字上検地606番1先から 行橋市大字下検地171番1先まで	11.0 ～ 17.0	565.0

福岡県告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

京 築	県道	天生田 吉 国 線	前	行橋市大字宝山351番2 先から 行橋市大字宝山385番2 先まで	10.8 ～ 18.5	150.0
			後	行橋市大字宝山351番2 先から 行橋市大字宝山385番2 先まで	10.8 ～ 15.2	

福岡県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	大久保 行 橋 線	前	行橋市大字宝山425番1 先から 行橋市大字宝山413番1 先まで	7.0 ～ 8.6	74.0
			後	行橋市大字宝山425番1 先から 行橋市大字宝山413番1 先まで	7.0 ～ 10.5	

福岡県告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	大久保 行 橋 線	行橋市大字宝山425番1先から 行橋市大字宝山413番1先まで

福岡県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	一般 国道	496号	前	行橋市南泉四丁目655番 1先から 行橋市南泉四丁目633番 2先まで	8.0 ～ 9.6	75.0
			後	行橋市南泉四丁目655番 番1先から 行橋市南泉四丁目633番 2先まで	8.0 ～ 10.2	

福岡県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	496号	行橋市南泉四丁目655番1先から 行橋市南泉四丁目633番2先まで

福岡県告示第776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	節 丸 新田原 線 停車場	前	京都郡みやこ町皆見931 番3先から 京都郡みやこ町皆見936 番3先まで	6.2 ～ 8.4	120.0
			後	京都郡みやこ町皆見931 番3先から 京都郡みやこ町皆見936 番3先まで	6.2 ～ 8.2	120.0

福岡県告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

京 築	県道	行 橋 線 添 田	前	行橋市大字流末1164番5 先から 行橋市大字流末1164番4 先まで	10.4 ～ 10.8	32.4
			後	行橋市大字流末1164番5 先から 行橋市大字流末1164番4 先まで	10.4 ～ 12.8	32.4

福岡県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	行 橋 線 添 田	行橋市大字流末1164番5先から 行橋市大字流末1164番4先まで

福岡県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直方	県道	勝野境線 下	前	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0	
			前	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	9.0 ～ 31.0	554.0	うち県道田川直方線重用延長405.0メートル
			後	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0	
			後	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	9.0 ～ 36.0	554.0	うち県道田川直方線重用延長405.0メートル

福岡県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	勝野境線 下	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4745番3先まで

福岡県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原8480番1先から 八女市黒木町笠原8478番1先まで	5.6 ～ 6.0	15.6
			後	八女市黒木町笠原8480番1先から 八女市黒木町笠原8478番1先まで	6.0 ～ 11.8	15.6

福岡県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原8480番1先から 八女市黒木町笠原8478番1先まで

福岡県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原8309番1先から 八女市黒木町笠原8312番1先まで	6.3 ～ 7.0	24.5
			後	八女市黒木町笠原8309番1先から 八女市黒木町笠原8312番1先まで	14.2 ～ 15.0	24.5

福岡県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原8309番1先から 八女市黒木町笠原8312番1先まで

福岡県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	上横山星野線	前	八女市星野村6225番2先から 八女市星野村6231番1先まで	8.0 ～ 17.5	56.0
			後	八女市星野村6225番2先から 八女市星野村6231番1先まで	9.0 ～ 45.0	56.0

福岡県告示第790号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	上横山星野線	八女市星野村6225番2先から 八女市星野村6231番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市沖田町260番、261番1から261番3まで及び310番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者名
大牟田市沖田町312番地2
株式会社ケアライフあやめ
代表取締役 西坂 広美

公告

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成27年9月29日から平成27年10月13日までの間縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
柳川市大浜町759番地1 柳川市大浜町1642番地17 柳川市大浜町1642番地20	山田 正人 佐々木 清文 今村 克博	両開	両開漁業協同組合

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
久留米市山本町、善導寺町木塚、太郎原の各一部 (山本豊田地区)	平成27年9月15日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡香春町	平成23年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字採銅所の一部	平成27年9月14日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡香春町	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大字香春の一部	平成27年9月14日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

免許台帳ファイリングシステムサーバ及びネットワーク機器賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができます。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年10月19日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

免許台帳ファイリングシステムサーバ及びネットワーク機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成27年5月福岡県告示第534号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成27年11月9日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年9月29日(火)から平成27年11月2日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年11月9日(月)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成27年11月10日(火)午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4

項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込み)の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for server and network device for driver's license ledger filing system.

- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on November 9, 2015
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2236)

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成27年9月9日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 D&D行橋店
 - (2) 所在地 行橋市中津熊285-1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名

変更前	変更後
株式会社スーパー大栄 代表取締役社長 中山 勝彦	株式会社スーパー大栄 代表取締役社長 北山 茂樹

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名

変更前	変更後

株式会社スーパー大栄
代表取締役社長 中山 勝彦

株式会社スーパー大栄
代表取締役社長 北山 茂樹

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2166回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2166回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成27年10月14日から
平成27年10月27日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年10月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年11月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	9本
3 等	100,000円	60本

4 等	10,000円	1,200本
5 等	3,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2167回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2167回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年10月14日から
平成27年10月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年10月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	300,000円	80本
2	等	50,000円	100本
3	等	10,000円	400本
4	等	500円	32,415本
5	等	200円	250,000本
	ハロウィン賞	5,000円	25,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2168回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2168回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年10月28日から
平成27年11月10日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成27年11月12日

7 当せん金支払開始日 平成27年11月17日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	15,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	9本
3 等	100,000円	60本
4 等	30,000円	600本
5 等	3,000円	30,000本
6 等	200円	300,000本
実りの秋賞	10,000円	3,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2169回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2169回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成27年11月11日から
平成27年11月24日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年11月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	120本
2等	50,000円	240本
3等	10,000円	600本
4等	3,000円	30,000本
5等	1,000円	41,610本
6等	200円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2170回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2170回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成27年11月11日から
平成27年11月26日まで
- 6 抽せん日 平成27年11月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成27年12月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	120本
4等	10,000円	300本
5等	5,000円	3,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2171回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2171回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年12月9日から
平成27年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成27年12月9日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	40本
2 等	100,000円	80本
3 等	50,000円	160本
4 等	1,000円	23,040本
5 等	200円	400,000本
クリスマス賞	10,000円	20,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2172回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2172回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
10万通 70組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成27年12月23日から
平成28年1月12日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年1月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年1月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	180,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	69本
2 等	10,000,000円	2本
3 等	5,000,000円	6本
4 等	1,000円	70,000本
5 等	200円	700,000本
一 富 士 賞	1,000,000円	70本
二 鷹 賞	30,000円	700本
三 茄 子 賞	10,000円	7,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2173回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2173回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成28年1月13日から
平成28年1月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年1月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年2月2日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	39本

2 等	1,000,000円	5本
3 等	100,000円	120本
4 等	30,000円	1,200本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	100円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2174回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2174回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年1月16日から
平成28年2月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年1月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	160本
2等	50,000円	320本
3等	10,000円	800本
4等	3,000円	25,000本
5等	1,000円	27,685本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2175回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2175回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年1月20日から
平成28年2月2日まで

6 抽せん日 平成28年2月4日

7 当せん金支払開始日 平成28年2月9日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	6本
3等	100,000円	30本
4等	30,000円	300本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	300,000本
新春幸運賞	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2176回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2176回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

- 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成28年2月3日から
平成28年2月16日まで
- 6 抽せん日 平成28年2月18日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年2月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2等	1,000,000円	4本
3等	100,000円	105本
4等	30,000円	700本
5等	3,000円	7,000本
6等	1,000円	35,000本
7等	100円	350,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2177回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2177回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年2月3日から
平成28年2月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年2月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	7,770,000円	4本
2等	100,000円	96本
3等	10,000円	272本
4等	1,000円	46,280本
5等	200円	200,000本
まるちゃん賞	5,000円	10,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2178回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2178回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年2月10日から
平成28年2月23日まで
- 6 抽せん日 平成28年2月25日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年3月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	50,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	9本
3等	100,000円	90本
4等	30,000円	900本
5等	1,000円	30,000本
6等	200円	300,000本
女神のプレゼント賞	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2179回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2179回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年2月17日から
平成28年3月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年2月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	10本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	1,000本
4等	3,000円	25,000本
5等	1,000円	49,500本
6等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2180回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2180回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成28年2月24日から
平成28年3月8日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成28年3月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年3月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本

2 等	1,000,000円	12本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	300本
5 等	3,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2181回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2181回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成28年3月2日から
平成28年3月15日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年3月2日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	40本
2 等	50,000円	80本
3 等	10,000円	400本
4 等	500円	22,788本
5 等	200円	200,000本
ホワイトデー賞	5,000円	20,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2182回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2182回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成28年3月16日から

平成28年3月29日まで

6 抽 せ ん 日 平成28年3月31日

7 当せん金支払開始日 平成28年4月5日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	500,000円	25本
4 等	50,000円	250本
5 等	3,000円	5,000本
6 等	1,000円	25,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2183回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2183回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年3月16日から
平成28年3月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成28年3月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	5,000,000円	5本
2等	100,000円	200本
3等	10,000円	2,165本
4等	5,000円	12,500本
5等	1,000円	45,415本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2184回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成27年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2184回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成28年3月19日から
平成28年3月31日まで
- 6 抽せん日 平成28年4月4日
- 7 当せん金支払開始日 平成28年4月11日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	50,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2等	3,000,000円	3本
3等	100,000円	75本
4等	30,000円	500本
5等	1,000円	25,000本
6等	200円	250,000本
春きらきら賞	10,000円	5,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。